

定例会議の開催状況

- 1 日時 令和7年9月24日（水）午後1時15分～午後3時20分
- 2 出席者 櫻井委員長、和田委員、逸見委員、山田委員、斎藤委員
本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、交通部長、警備部長、
情報通信部長、警察学校長、組織犯罪対策本部長、刑事総務課長、監
察官
説明補助者
警務課長、公安委員会事務室長、交通企画課長、交通規制課長、交通
聴聞官、運転免許センターセンター長補佐

3 議題事項

(1) 公安委員会宛て苦情申出に対する通知について

公安委員会宛てに届いた警察職員の職務執行に関する苦情申出について、調査結果報告を基に審議した結果、申出者に対する通知文を決定した。

(2) 令和7年度9月における組織・定員見直しについて

警務課長から、「令和7年9月における新潟県警察の組織・定員の見直しとして、拳銃に係る事務の所管を警務課から教養課へ移管するほか、警務課に附置機関として新潟中央警察署準備室を設置等することに伴い、関係する公安委員会規則について所要の改正を行いたい。」旨の説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

委員から、「組織改正を活かし、適正な業務をお願いしたい。」旨の発言があった。

(3) 自動車運転代行業者の認定取消処分の実施について

交通企画課長から、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に規定する認定の取消要件に該当した運転代行業者に対し、聴聞等一連の手続が終了した。聴聞等の結果を踏まえ、認定取消処分としていただきたい。」旨の説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

委員から、「自動車運転代行業の業務は、飲酒運転防止につながることから、法律等を遵守するように適正に指導をしていただきたい。」旨の発言があった。

(4) 交通規制の実施について

交通規制課長から、信号機の廃止2件及び一灯式信号機の廃止6件について説明があり、審議の結果、原案どおり廃止することが決定した。

委員から、「左右が見えにくい交差点の一灯式信号機を廃止し、一時停止規制をすることのことだが、ドライバーに対する一時停止の認知対策はどのように

するのか。」旨の質問があり、交通規制課長から、「過去に事故が発生した交差点であるため、高輝式の標識を設置し視認性を向上させ標識の見落としによる交通事故を防止する。」旨の説明があった。

委員から、「学校近くの信号機を廃止する場合は、通学路の状況が変化し危険が伴うことから、学校から児童等に対し説明をしているのか。」旨の質問があり、交通規制課長から、「県警察から学校に説明しており、児童等に対する指導を依頼している。」旨の説明があった。

(5) 運転免許関係の意見聴取等について

交通聴聞官から、運転免許取消対象事案25件について、事案内容及び意見聴取等結果の説明があり、審議の結果、取消し25件の行政処分を決定した。

4 報告事項

(1) 令和7年度警察署協議会代表者会議の開催について

警務部長から、令和7年度警察署協議会代表者会議の開催について、資料に基づき報告があった。

(2) 公安委員会宛て苦情申出に対する調査結果について

けいさつ相談室長から、公安委員会宛てに届いた警察職員の職務執行に関する苦情申出について、調査結果の報告があった。

(3) 公安委員会宛て苦情申出の受理について

公安委員会事務室長から、公安委員会宛てに届いた警察職員の職務執行に関する苦情申出について報告があった。

(4) 令和7年度新潟県沿岸警備協力会連合会通常総会の開催について

警備部長から、令和7年度新潟県沿岸警備協力会連合会通常総会の開催について、資料に基づき報告があった。

委員から、「各地区協力会に対しどのように啓蒙活動をしているのか。」旨の質問があり、警備部長から、「広報紙を発行し、沿岸警戒活動時の好事例等を掲載するなど地区協力会の意識や理解を高めるような広報啓発活動を推進している。」旨の説明があった。

委員から、「情勢に応じた沿岸警戒活動に関する検討も行われたのか。」旨の質問があり、警備部長から、「情勢説明等により情報交換を行い関係機関と連携を図った。」旨の説明があった。

(5) 初任科第396期生（短期課程）卒業式の実施について

警察学校長から、初任科第396期生（短期課程）卒業式の実施について、資料に基づき報告があった。

5 その他

(1) 佐渡警察署協議会陪席結果について

委員から、「9月11日、佐渡警察署協議会に陪席したので報告する。会議に先立ち、県警察の警備艇えちごを視察した。協議会委員もえちごに乗船し航行しながら警備艇の業務説明を受けるなど、沿岸警備等の警察業務を知ってもらう良い機会であった。会議では、警察署からのけいさつ相談受理状況について、高齢者虐待と障害者虐待の件数が増加しているとの説明があった。今まで相談できなかったことが相談できるようになり、警察に相談することで犯罪の発生を抑止していると感じたことから、協議会委員に対し、地域住民の様子を良く見ていただき、悩んでいるような状況が見受けられる場合は、警察に相談するように一声掛けていただきたいと話した。また、特殊詐欺等の被害防止について広報を推進するとの説明があったが、警察署から発信する様々な情報をどの様にして住民に伝えるのか、効果的な広報の方法について話題にあがった。協議会委員から、「人が集まるイベントの開催状況や対象の年齢層など各地区によって違いがある。」、「広報も一律に同じやり方では効果が出にくく、各地区の実情に応じて工夫すべきである。」といった意見があった。これら協議会委員の意見は、今後の警察活動の参考となる貴重なものであると感じた。最後に、協議会委員の皆さんに対して、協議会の会議の内容や視察した警備艇の業務などを地域の住民に話して広報していただきたいとお願ひした。」旨の報告があった。

(2) 熊の対策について

委員から、「全国的に市街地等で熊が出没しているが、熊被害防止のために警察官が熊を駆除することはできるのか。」旨の質問があり、生活安全部長から、「鳥獣保護管理法等により熊等の害獣駆除については、都道府県が権限を持っている。現状の警察業務としては、警察官職務執行法により避難誘導等の措置を行っている。駆除の権限は法律で規定されており県警察独自での取組は極めて困難であるが、今後の社会情勢等により対応を求められる場合は、国による法律の改正等が必要になると思われる。」旨の説明があった。

(3) 県議会定例会の開催について

本部長から、「9月30日から県議会定例会が開催される。県警察の施策等についてしっかり説明してまいりたい。」旨の発言があった。